

報告第 5 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、和解について次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 3 月 24 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

専決処分書

足立区立学童保育室保護者負担金の納付に関する和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年2月27日

足立区長 近藤 弥生

## 足立区立学童保育室保護者負担金の納付に関する和解について

足立区は、足立区立学童保育室保護者負担金未納分の納付につき、下記により和解する。

### 記

- 1 相手方  
足立区千住緑町在住者
  
- 2 和解の要旨  
別紙和解条項のとおり

## 和解条項

- 1 被告は、原告に対し、学童保育室保護者負担金合計72,000円の支払義務があることを認める。
- 2 被告は、原告に対し、前項の金員を、令和2年3月から同年8月まで毎月25日限り12,000円ずつ、原告の交付する納付書により支払う。
- 3 被告が前項の分割金の支払を怠ったときは、当然に期限の利益を失い、被告は、原告に対し、残金を直ちに支払う。
- 4 被告は、原告に対し、被告が第2項の分割金の支払を怠ったときは、原告が残金を児童手当法（昭和46年法律第73号）21条1項の規定に基づき被告が受給すべき児童手当から徴収することに同意し、令和2年3月12日までに原告に児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）12条の10の申出書（同令様式15号）を提出する。
- 5 原告と被告は、本件に関し、原告及び被告の間に、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務関係のないことを相互に確認する。
- 6 訴訟費用は各自の負担とする。

令和2年2月27日

原告：東京都足立区中央本町一丁目17番1号  
足立区  
同代表者区長 近藤 弥生

被告：東京都足立区